

四季が丘団地助成金とは

四季が丘団地の分譲地を購入し、住宅を建設または建設された住宅を購入した者に対し助成金を交付

【対象者】

- ・分譲地の所有権を取得してから1年以内に住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者
- ・販売を目的として業者が建設した住宅を購入した者

【助成額】

- ・住宅等取得資金利子助成金：借入金(上限3,000万円)に対する利息(上限2%)を3年間(36か月) 補給
(注)「いばらぐらし住宅新築補助金」との併給はできません。
- ・固定資産税相当額助成金：固定資産税相当額を3年間助成(土地、建物)
- ・上水道加入負担金助成金：上水道加入負担金相当額(129,600円)を助成
- ・CATV加入等助成金：CATV新設工事等の基本料金(1台分)を助成
- ・新Iシステム導入助成金：太陽光発電1kw当たり10万円を助成。上限50万円(新築時のみ対象)
- ・引越費用助成金：引越費用として、1区画につき5万円を助成

※平成30年4月から、若者世帯・子育て世帯・移住世帯を応援する、いばらぐらしスマイルプラス補助金が始まりました。四季が丘団地、さくら団地の分譲地を購入される方には、分譲地購入助成金を交付します。

★四季が丘団地助成金（分譲地購入助成金）

- 若者世帯：1世帯につき10万円
 - 子育て世帯：対象の子ども1人につき10万円
 - 移住世帯：1世帯につき10万円
- ※従来からの「四季が丘団地7つのメリット」と併給できます。

「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型」を利用するためには

「四季が丘団地助成金（分譲地購入助成金）」の交付対象であること

小学校修了前の同居する子がいること
(子育て世帯に係る分譲地購入助成金を利用すること。)

井原市外から、井原市に移転すること
(移住世帯に係る分譲地購入助成金を利用すること)

補助申請者の年齢が満40歳未満

三世代以上の直系親族が同居
 新築する住宅の床面積が70㎡以上

子育て世帯と親世帯が新たに2km以内に居住

【フラット35】子育て支援型
(若年子育て)

【フラット35】子育て支援型
(同居)

【フラット35】子育て支援型
(近居)

【フラット35】地域活性化型
(UIターン)

(注)分譲地購入助成金の合計額が20万円未満の場合は、四季が丘団地助成金(住宅等取得資金利子助成金)の利用も必要